

食品衛生に関する条例施行規則及びかきの処理をする作業場に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十三号

食品衛生に関する条例施行規則及びかきの処理をする作業場に関する条例施

行規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 食品衛生に関する条例施行規則（昭和二十六年広島県規則第一百四号）
- 二 かきの処理をする作業場に関する条例施行規則（昭和三十四年広島県規則第五号）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例（令和二年広島県条例第四十九号。以下「廃止条例」という。）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる認定を受けている者に対するこの規則による廃止前の食品衛生に関する条例施行規則第二条、第三条、第五条から第十一条までの規定及び別記様式第二号から別記様式第八号までの様式は、令和六年五月三十一日までの間、なおその効力を有する。

- 3 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる許可を受けている者に対するこの規則による廃止前のかきの処理をする作業場に関する条例施行規則第二条から第十条までの規定、別記様式第一号から別記様式第一号の三までの様式及び別記様式第二号から別記様式第七号までの様式は、令和六年五月三十一日までの間、なおその効力を有する。